

# 児童手当制度のご案内

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健全な成長に資することを目的として、お子さんを養育している方に支給しています。

お子さんが生まれたり、転入したときは、誕生日、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に児童手当の手続きが必要となります。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から受給資格が得られます。誕生日や転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から受給資格が得られます。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

## 1 請求者（市から認定を受けた後は「受給者」となります）

①市内に住民登録があり(市内在住で)、②中学生以下のお子さんを養育する方が公務員以外であって、③養育する方の前年(1～4月は前々年)所得額が、「所得上限限度額」未満の方

- \* お子さんは、国内に居住している必要があります。(留学で海外在住の場合、一定の要件を満たせば、支給対象です。)
- \* 請求者が複数(例：父母)の場合は、原則、所得が高い方が児童手当における請求者となります。
- \* 請求者が公務員(独立行政法人等勤務者を除く。)の場合は、職場で申請してください。

## 2 支給額（お子さん1人当たりの月額）

お子さんの年齢 お子さんを養育している方の前年(1～4月に申請する場合は前々年)所得	3歳未満	3歳以上小学校卒業前	中学生 15歳の誕生日*後の最初の3月31日まで
①所得制限限度額未満にある方	一律 15,000円	10,000円(第3子以降は15,000円) *第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育しているお子さんのうち、3番目以降の方をいう。	一律 10,000円
①所得制限限度額以上、 ②所得上限限度額未満にある方	児童手当特例給付として 一律 5,000円		
②所得上限限度額以上にある方	支給対象外		

\* ただし、中学生のお子さんの15歳の誕生日が「3月31日」の方は同日まで、「4月1日」の方は前日までとなります。

## <参考> 所得制限限度額・所得上限限度額一覧表

扶養親族等の数(カッコ内は例)		0人 (前年末にお子さんが生まれていない場合等)	1人 (前年末にお子さんを1人扶養している場合等)	2人 (前年末にお子さん1人と年収103万円以下の配偶者を扶養している場合等)	3人 (前年末にお子さん2人と年収103万円以下の配偶者を扶養している場合等)
①所得制限限度額	収入額の目安	833.3	875.6	917.8	960
	所得額	622	660	698	736
②所得上限限度額	収入額の目安	1,071	1,124	1,162	1,200
	所得額	858	896	934	972

\* 「収入額の目安」は、給料収入のみで計算しています。あくまで「目安」であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額を確認します。

\* 「扶養親族等の数」は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親等に委託されているお子さんや施設に入所されているお子さんを除く。以下「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でないお子さんで、前年の12月31日において生計を維持した方の人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

裏面もご覧ください

### 3 支給日

原則として、毎年6月、10月、2月の10日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。  
支給日が休日の場合は、直前の平日に支給します。

月分	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
支給日	6月10日				10月10日				2月10日			

### 4 児童手当の支給に関するルール

- (1) 離婚協議中等により、父母が別居している場合、一定の要件を満たせば、実際にお子さんと同居している方に児童手当を支給します。詳細はこども支援課にお問い合わせください。
- (2) 父母が海外に住んでいる場合、その父母が国内でお子さんを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- (3) お子さんを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- (4) お子さんが里親等に委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、そのお子さんの里親等や施設の設置者に支給します。

### 5 児童手当の手続に関するルール

以下のいずれかに該当する場合、①狭山市役所こども支援課（支給対象者が公務員の場合は職場）に出向くか、②マイナンバーカードをお持ちの方は、インターネット上において国が運営する「ぴったりサービス」を利用し、所定のお手続きをお願いします。

#### (1) 1人目のお子さんが生まれたとき・転入したとき

「児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求」の手続きをお願いします。  
手続きの際、マイナンバーカードの「公金受取口座」の登録がお済みでない方は、申請者名義の振込先が分かるもの（預金通帳またはキャッシュカード等）をご用意ください。

#### (2) 2人目以降のお子さんが生まれたとき

「児童手当等の額の改定の請求及び届出」の手続きをお願いします。

#### (3) 児童手当の支給が受けられない方の前年所得額が「所得上限限度額」を下回ったとき

5月1日から31日までの間、「児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求」の手続きをお願いします。手続きの際、マイナンバーカードの「公金受取口座」の登録がお済みでない方は、申請者名義の振込先が分かるもの（預金通帳またはキャッシュカード等）をご用意ください。支給対象者の前年所得額が所得上限限度額を下回る場合、5月中に請求いただければ、6月分より児童手当の支給を再開します。

#### (4) 住所や氏名が変わったとき

「氏名変更／住所変更等の届出」の手続きをお願いします。

#### (5) お子さんを養育しなくなったとき

「受給事由消滅の届出」の手続きをお願いします。